

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

金ヶ崎町長

市町村名 (市町村コード)	金ヶ崎町 (03-381)
地域名 (地域内農業集落名)	西部 (新井田、坂水、稲沢、和光1・2、駒丘、大沢、高谷野原、千貫石、長志田、桂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻を基幹品目としながら大豆、きゅうり、畜産に取組み、恵まれた水系を維持しながら、農業環境の維持と保全を進め、安心、安全な生産物を供給してきた地域である。しかし、高齢化、担い手不足等を背景に、農業経営が困難な農家が増加した事から農家数が減少。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業を維持発展する為に、集落内で話し合い、農地の集積・集約化を進め、法人化・スマート農業技術の導入、高収益作物等地域の特色や資源を活かした地域農業を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,775.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,775.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内の農地は地域農業を担う者に集積する事を基本とし、地域内で受けきれない場合は、近隣の地域経営体、農業支援サービス事業者からの協力のもと農地の維持に務める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体で農地中間管理機構を活用し、農地貸借を推進検討する。また、機構契約更新の際には耕作継続の可否を判断の上契約更新の検討を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場区画が狭小、不形成、排水不良、用排水路・農道不整備、井戸ポンプによる給水等課題を抱えている事から、一部集落においては、基盤整備事業の早期実施に向け関係機関と協議を検討中。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の若年層(後継予定者)、定年退職者を将来の担い手候補として検討育成を図る。また、関係機関と協議しながら多様な人材確保を地域おこし協力隊、技能実習生等の活用も将来を見据え検討したい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で利用する予定はないが、事業者が現れた際は、地域内での活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ③自動操舵システムの運用と農作業の省力化と効率化に向けてスマート農業機器の導入を進める。
- ⑧農業を担う者の意向や利用状況を考慮し、育苗、乾燥調整施設の集約及び農業用機械の共同利用やリース等を行い、コスト削減を図る。
- ⑦多面的制度を活用し、坂水環境保全会協定参加者による継続困難な農地の保全を行う。
- ⑨基盤整備の早期着工を進め、地域農業の将来の在り方を実現する。